

福井県最低賃金の引上げに係る各種支援策の周知に関する要請書

現在、福井労働局では、福井県最低賃金を時間額 984 円から 69 円引上げ、時間額 1,053 円とする改正手続を進めており、本年 10 月 8 日改正予定としております。

当局が実施した賃金調査によれば、この改正によって約定賃金が引き上げられる労働者は少なくとも 3 万 5 千人と推計され、そのうち約 7 割がパートタイム労働者となっています。

そこで、福井労働局としましては、県内の中小企業・小規模事業者が、福井県最低賃金の引上げに円滑に対応できるよう各種支援策の利活用を促進しております。

つきましては、下記の支援策につきまして、傘下会員事業者への周知に、特段の御配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 キャリアアップ助成金 賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等（有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者を含む、いわゆる「非正規雇用労働者」）の基本給に関する賃金規定等を 3% 以上増額改定し、昇給させた事業主に助成します。

支給額は、1 人当たり最大 7 万円で、1 事業所 100 人まで利用可能です。

福井県最低賃金の引上げを理由とした助成金利用では、10 月 6 日(月)までにキャリアアップ計画を福井労働局に提出し、その後、所轄労働基準監督署に増額改定する賃金規定等を届け出たうえで、その規定に基づき 10 月 7 日(火)までに昇給させる必要があります。

2 業務改善助成金

生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金」を時給換算で 30 円以上の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。さらに、福井県において、業務改善助成金の支給決定額の 5 分の 1 を上乗せ補助する「ふくい業務改善・賃上げ応援事業(A)補助金」、業務改善助成金の申請者で最低賃金を 90 円以上引き上げる場合は、「ふくい業務改善・賃上げ応援事業(B)奨励金」の支給を受けることができます(※)。

ただし、上記 1 の助成金制度で支給対象とした労働者を、業務改善助成金の対象労働者数に加えることはできません。

※ 募集開始時期等の詳細は、福井県のホームページを御確認ください。

3 ふくい働き方改革推進支援センター（通話無料：0120-14-4864）

上記 1 及び 2 を含む各種助成金の利用や就業規則の作成・見直し等のあらゆるご相談について、社会保険労務士等の専門家が無料でご相談に応じます。また、各団体向けに助成金利用セミナーの開催や巡回相談にも応じます。お気軽にご相談ください。

令和 7 年 9 月 1 日

福井産業保健総合支援センター所長 殿

福井労働局長 石川 良国

